

● 助成対象となる団体の現状

資料 4

	H22	H21	H20	H19
NPO法人数	265	236	208	193
任意団体	276	245	102	77
個人	725	616	505	433
自治会	728			
校区自治協議会	77			

活動分野	1	4	5	9	11	その他
あいぽーと登録団体 350団体	保健・医療・福祉	スポーツ・芸術	環境保全	国際協力	学校支援	子どもの健全育成
延べ数	169	41	68	28	84	101
(%)	48%	12%	19%	8%	24%	29%

活動分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
NPO法人 265団体	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	スポーツ・芸術	環境保全	災害救援	地域安全	推進・擁護・平和の	国際協力	男女共同参画社会の形成促進	学校支援	子どもの健全育成	情報化社会の発展	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力の開発・雇用の創出	NPOの支援
延べ数	149	120	111	86	94	12	22	35	40	24	114	18	0	28	47	25	108
(%)	55%	44%	41%	32%	35%	4%	8%	13%	15%	9%	42%	7%	0%	10%	17%	9%	40%

校区自治協議会とは

校区自治協議会は、自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、公民館、防犯協会など小学校区の地域団体が構成され、団体相互の連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応することにより、円滑な校区運営を図るための組織です。

■団体の概要

(1) 概要

小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ等の地域団体や、学校、企業、行政機関等、地域の様々な団体などで構成する、地域づくりの中心的団体。
(構成する団体等は、地域の実情により異なる)

(2) 設立条件

- ・ 校区の町内自治会の8割が加入していること。
- ・ まちづくり委員会・研究会、コミュニティセンター運営委員会が設立してある場合は、必ずご加入。

■活動の概要

・地域団体相互の連携

地域団体のネットワーク化により、団体間の連携を図りながら校区の自立運営を目指す。

・情報の共有化

地域に関する情報を広く収集・発信し、住民の皆さんにコミュニティづくりについて考える材料を提供する。

・住民の意見、提案の集約

広く住民の皆さんの意見や提案を汲み上げ、地域の特性や人材などの地域資源を活用しながら、主体的に地域活動を推進する。

・住民と行政との協働

コミュニティづくりや地域課題に対応するため、地域と行政がそれぞれの役割と責務を担い、協働で取り組む。